

○岩手県立大学主要広報媒体制作業務委託企画競争入札実施要領に関する質問回答

令和元年5月14日 岩手県立大学企画室

資料名	頁及び条項	質疑内容	回 答	備考
資料1	p 1 1 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費税額及び地方消費税8%を含む」との記載がありますが、契約期間は令和3年5月31日となっています。税率が変更となる10月以降の納品物の請求に関しては、2%分を増額して契約変更するという理解でよろしいでしょうか？あるいは、ご提示の契約金額内で、増税分も賄うという条件でしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税率が変更となった場合は、変更契約を行う予定です。 	
資料1	p 3 3 (3) イ ② p 4 4 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「見本品」は製本された実寸サイズの現物のことでしょうか？現物ではなく、企画提案書に冊子イメージを記載するという点でも問題はないでしょうか？ ・現物の場合でもイメージの場合でも、全頁の内容を作成せずに、主要ページのみで作成でも、コンペルール上の問題はないでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・見本品は、実寸サイズの現物をお願いします。 ・全ページの内容を作成する必要はありません。 	
資料1	p 3 3 (3) イ ⑥ (様式 1-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・協業体制について、外部発注先が個人事業主の場合には、売上高の開示を控えてもよろしいでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・差し支えありません。 	
資料1	p 3 4 (1) ア (7)	<ul style="list-style-type: none"> ・「統一キャッチコピー」に関し以下についてお教えねがいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・作成意図 ・入学案内、広報誌の両方を共通とするのか ・この他の媒体でも使用するのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・本学において効果的な広報を展開するため、統一キャッチコピーを制作し、入学案内及び広報誌はもとより他の媒体でも使用しようとするものです。なお、資料2「業務仕様書」3(1)に記載する「採択後は、本学各種媒体においてキャッチコピーとして使用できるよう手続きを行う。」とは、キャッチコピーの使用権利を本学で所有することと想定しており、所有に付随する手続きを行う予定ですので、それに要する費用も含めた見積りとするようお願いいたします。 	
資料1	p 1 2 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「本学契約実施規程第2条及び第3条に該当しないこと」との記載がありますが、内容を教えて頂けないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県立大学契約実施規程（抜粋）を欄外に記載しますので、ご確認下さい。 	

資料 1	p 3 4 (1) ウ (7)	<ul style="list-style-type: none"> ・「本学と競合する大学」との記載がございますが、貴学で想定されている競合大学は概ね北東北(ないしは東北管内)の公立大学等との解釈で宜しいでしょうか。あるいは、国立大学法人・私学(又は高専)において、概ね同等級の偏差値的な指標で図られる大学等の想定ででしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本学と併願している学生が多い大学となります。具体的には、東北管内の国公立大学及び私立大学において、①本学と同内容の分野を学べる学部、②概ね同等の偏差値にある学部、を想定しています。 	
資料 1	p 5 8 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「本学公式ウェブサイトを使用されている～使用可能とする」の記載について、運用されている SNS 上の画像等の使用も可能でしょうか。また、貴学の関連リンクのページにおいて、同窓会組織のリンクもございますが、こちらも使用可能でしょうか。 または、使用にあたって許諾が必要な場合、どちらの部署が問い合わせ窓口になるでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の SNS の画像は使用可能です(リツイート等引用は除く)。同窓会組織の画像については、使用できません。 ・本学の画像の使用につきましては、今回の参加のために使用する場合は、手続き不要です。 	
別記 1	2 (5) イ	<ul style="list-style-type: none"> ・Web 版「県立大 Arch ミニ」についての役割ならびに、望ましいリリースの回数(発信頻度)はどのような想定されているでしょうか。 また、岩手県立大学のウェブサイトの運用保守委託業者とは、学内情報システムを管理されている(株)ICS様の事でしょうか。あるいは、その他の業者様でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Web 版「県立大 Arch mini」は、年 5 回発行予定です。mini は、平成 29 年度に、冊子版の発行が年 4 回から 2 回に変更になり、情報発信の減少を補うため発行しているものです。 ・ウェブサイト運用保守委託業者については、審査会終了後、採択業者にお知らせします。 	
別記 1 別記 2	2 (2) ア 2 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌及び入学案内について、納品については貴学滝沢キャンパスへ一括納品で宜しいでしょうか。 又は、例えば宮古キャンパスのみには別途指定部数の納品、或いは場合により仕分け発送等も想定されておりますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納品は、滝沢キャンパスと宮古キャンパスになります。各部数につきましては、別途相談します。 	
別記 1 別記 2	2 (2) ア 2 (1)	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌及び入学案内の制作物の規格に関してですが、判型や用紙、頁数の変動等について変更のご提案等は可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズの変更は不可です。その他については、予算額の範囲内で変更可能ですが、その際は、変更提案理由をお示しくください。 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌の配布先ならびに閲覧可能場所について、貴学サイト上では、岩手県内の 3 銀行及び歯科医師会加盟の歯科医院とございますが、今現在においてどこまで対象が広がっているでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の広報誌は、県内を中心に約 1,400 ヶ所に送付しています。なお、発送に要する経費については別途契約する予定です。 	

その他		<p>これまでの貴学の媒体実績について具体的に教えて頂けないでしょうか。</p> <p>(例えば、盛岡駅構内のデジタルサイネージ、公共交通機関における広告掲示等。また、他県の高校生に貴学のPRの為に、広告を出稿された実績は御座いますでしょうか。また、その場合には、どのくらいのエリアまで対象にされたでしょうか。</p> <p>なお、自由提案として、予算の範囲内で今回の与件以外の媒体の使用も可能でしょうか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①広報誌、入学案内、大学案内、大学年報等の印刷媒体、 ②大学公式ウェブサイト、SNS、大学紹介動画等のWeb発信、 ③オープンキャンパス等のイベント、 ④番組放送、CM放送等のテレビ、 ⑤新聞、ほか。 ・他県の高校生へのPRは実施しています。基本は東北エリアですが、一部全国誌へのPRも行っています。 ・仕様以外の媒体の提案は、予算の範囲内であれば可能です。 	
その他		<p>予算の範囲内を与件・前提としながらですが、自由提案については今回の『企画競争入札実施要領』に具体的な記載は御座いませんが、各種ご提案は可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の仕様以外の提案は、予算の範囲内であれば可能です。 	

「公立大学法人岩手県立大学契約実施規程（抜粋）」

第2章 競争参加者の資格

(競争に参加させることができない者)

第2条 売買、貸借、請負その他の契約について、会計規則第18条の規定による競争に付するときは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その事実があった後2年間の競争に参加させないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり、法人職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- (6) 契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の各号のいずれかに該当する者を入札代理人として使用する者を、競争に参加させないことができる。